

新型コロナウイルス感染症に係る出欠等の取扱いについて

新型コロナウイルスが5月8日付けで、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律上の5類感染症に移行します。またそれに伴って学校保健安全法施行規則の一部が改正されます。以上の点を踏まえ、5月8日以降の出欠等については下記のように運用いたします。ご理解とご協力をお願いいたします。

記

1 出席停止について

- (1) 対象：新型コロナウイルスへの感染が確認された者
- (2) 期間：発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで

2 出席停止措置の手続きについて

- (1) 新型コロナウイルスへの感染が確認された場合は、学校または担任の先生へご連絡ください。
- (2) 登校を再開する際は、「出席停止期間終了報告書」の提出をお願いします。
(「出席停止期間終了報告書」は担任から受け取るか、学校HPからダウンロードしてください。)

3 従来出席停止措置からの変更点と留意点

- (1) 変更点
 - ・濃厚接触(相当)者の特定は行いません。そのため、感染者との接触があった者であっても自身の感染が確認されていない者は登校を控える必要はありません。
 - ・同居家族に発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がみられる場合でも、生徒本人が登校を控える必要はありません。
 - ・生徒本人に発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がみられる場合は、無理せず自宅で休養してください。なお、アレルギー疾患等の症状と区別することは困難であることから、軽微な症状があることをもって登校を控える必要はありません。
- (2) 留意点
 - ・出席停止の対象となるのは、原則「新型コロナウイルスへの感染が確認された者」だけです。それ以外のケースで登校しない場合は、欠席および授業の欠課となります。

4 感染が不安で生徒を休ませたいという場合

以下の(1)または(2)に該当する場合は学校へご相談ください。

- (1) 同居家族に高齢者や基礎疾患があるものがあるなどの事情があつて、他に手段がない場合
- (2) 生徒自身が医療的ケアを必要としている場合、または基礎疾患等があることにより重症化するリスクが高い場合

【問い合わせ】

長野吉田高等学校

担当 西村 哲応(教頭)

川住 賢太(教務主任)

TEL 代表 026-241-6161

直通 026-241-6497